

広島中央環境衛生組合監査公表第1号

地方自治法第199条第4項の規定に基づき、令和元年度定例監査を実施し、同条第9項の規定により、監査の結果に関する報告を決定したので、次のとおり公表する。

令和元年12月5日

広島中央環境衛生組合監査委員	水戸	晃
同	越田	賢一
同	岡田	育三

定例監査結果報告書

第1 監査の対象

課名	主要科目	対象期間
業務2課	需用費（燃料費、光熱水費、修繕料）、委託料	平成30年度（令和元年5月末現在）
業務3課	需用費（燃料費、光熱水費、修繕料）、委託料	平成30年度（令和元年5月末現在）

第2 監査の実施期間

令和元年9月19日から令和元年10月24日まで

第3 監査の方法

監査に当たっては、あらかじめ関係資料の提出を求め、財務事務が適正に執行されているか及び条例、規則等に則り効率的、有効的に執行されているかを主眼として、関係資料の検査・照合により審査するとともに、関係職員からの説明聴取により実施した。

第4 監査の結果

【業務2課】

1 契約事務

- (1) 広島中央環境衛生組合業務委託に関する監督及び検査事務取扱要綱に基づき、調査員を受託者に調査員通知書により通知しなければならないが、起案等が見当たらないものがあった。取扱要綱に基づき適正な事務処理に努められたい。
- (2) 作業立会や材料確認等を実施した立会書、確認書、材料確認書等があるが、その書類に担当者の押印や記名等がないものがあった。事実関係を確認する書類であるので、適正に処理されたい。
- (3) 相手方から受領した届出書や書類（見積内訳）に金額の誤りがあるものがあった。受領時に内容等を確認し、疑義がある場合は速やかに確認するようにされたい。
- (4) 契約保証金において、広島中央環境衛生組合契約規則の例による東広島市契約規則の前2年度の実績に基づき契約保証金を免除しているもので、東広島市の物品調達等及び委託役務契約における契約保証に関する事務処理要領にて「規模を同等以上とする契約」は「締結しようとする契約に係る契約金額の8割以上の契約」となっているが、前年度実績が8割に達していないものを免除していた。起案に実績額が8割以上である旨などを記載するなどして契約規則や事務処理要領に基づき適正な事務処理に努められたい。
- (5) 契約書の仕様書の部分払いの記述で11月と12月の記述が漏れていたが、その月も含めて毎月部分払いが実施されていた。また、支出負担行為に添付されていた仕様書が契約書のものと異なっていた。支払いの根拠であるので、思い込みなどで事務を行わず、確認して適正な事務処理をするようにされたい。

2 支払事務

- (1) 支出命令書を確認したところ、支出命令額と請求書中の請求額が異なるものがあった。支出命令額が契約金額と一致していたため支払額は誤っていなかったが、請求書を受領した際は適正な請求書であるかの確認をし、適正な事務処理に努められたい。
- (2) 支出命令書を確認したところ、委託料において会計管理者の決裁が必要な30万円以上の支払いがあったが、決裁区分が総務課長決裁となっており、会計管理者の決裁となっていないものがあった。広島中央環境衛生組合会計管理者事務決裁規程に基づき、適正な事務処理に努められたい。

【業務3課】

1 契約事務

- (1) 起案を確認したところ、決裁日や施行日の記入等が漏れているものがあった。広島中央環境衛生組合文書事務取扱規程に基づき適正な事務処理に努められたい。
- (2) 起案を確認したところ、公印承認の押印が重印となっているものがあった。広島中央環境衛生組合公印規程に基づき、適正な事務処理に努められたい。
- (3) 委託業務において、業務担当（実施）責任者が死亡していたが、業務担当（実施）責任者の変更届がなかった。代表者でもあったため、代表者変更届は受領していたが、業務担当（実施）責任者の変更届の提出を受ける必要があった。業務委託契約約款に基づいた届出をするように連絡するなど適正な事務処理に努められたい。
- (4) 設計書において、小計などで合計が1円合わないものがあった。契約を決定する際の金額決定に重要な書類であるので、留意して作成されたい。また、端数調整などを組合内での取り扱いを統一するなどして、適正な事務処理に努められたい。
- (5) 検査調書において、完了届の日付が誤っているものがあった。書類の作成に注意されたい。
- (6) 契約書の収入印紙について、金額が正しくないものがあった。受領時に確認して適正な事務処理に努められたい。

第5 監査意見

監査の結果、事務の一部に検討を要する事項が認められた。それぞれ必要な措置を講じ、適正な事務処理に努められたい。

なお、その他の事務については関係法令等に従いおおむね適正に執行されていた。軽易な事務処理誤り等の指摘事項は、その都度、監査実施時に口頭で指摘した。

当組合は、住民の日常生活にとって必要不可欠な一般廃棄物処理施設の設置、管理及び運営をしている。今後とも、効果的で効率的な予算の執行及び関係法令等に従った適正な事務処理に努められたい。